学校再開に向けたガイドライン

恵那市教育委員会

令和２年５月

Ⅰ　登校前・登校後

1　登校前の検温、健康状態確認

○ 児童生徒の「健康チェックカード」（検温結果や風邪症状の有無を記載）を、児童生徒が校舎に入る前に、教職員により確認する。

○ 「健康チェックカード」に必要事項が記入されていない場合には、その場で教職員が当該児童生徒の検温を実施し、健康状態を確認する。

- 発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡して、自宅で休養させる。
- 登校前に健康状態を確認できなかった児童生徒が多数いる場合には、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備する。

2　登校後の手洗い

○ 校舎へ入った後、児童生徒には教室に入る前に流水と石けんで手洗いを行わせる。

- うがいも実施させるとよい。
- アルコールを含む手指消毒薬に十分な在庫がある場合には、校舎に入る前に消毒を行わせてもよい。
- 石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水のみでしっかり洗うよう指示するなどの配慮を行う。

○ 様々な場所にウイルスが付着している可能性があるので、外から教室等に入る時やトイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗うことが重要である。

○ 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用はしないように指導する。

3　登校後の体調不良への対応

○ 児童生徒が体調に異変を感じたら、すぐに、近くの教員に連絡するように指導しておく。

○ 児童生徒の体調不良についての連絡を受けたら、教職員は管理職に報告した後、保護者に連絡する。

○ 保護者が学校へ当該児童生徒を迎えに来るまでの間、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、保健室の近くなどに待機室を確保しておく。

Ⅱ　咳エチケット

1　マスクの準備

○ 学校での教育活動の中で、児童生徒については両手が空いた状態で活動する機会が多いため、どうしてもマスクが必要となる。

○ マスクがない場合にはハンカチやタオル等を代用してもよいが、ハンカチを利用し児童生徒自身によって簡単にマスクを作る方法について、春休み中に各学校から周知してあるので、手作りマスク（※）を持参させることが望ましい。

※ 手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※ 布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）
https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html

※ マスクの作り方（岐阜県総合教育センター）
https://www.gifu-net.ed.jp/ggec/wp-content/uploads/sites/4/2020/03/78katei.pdf

2　マスクの着用

○ 基本的な考え方として、児童生徒等の間に飛沫のかからないような十分な距離（多くの児童生徒等が手の届く距離に集まらない状態）があり、かつ、換気を適切に行っている室内や屋外である場合には、マスクの着用は必ずしも必要ではない。

○ 児童生徒が一緒に登下校する場合、向かい合わせにならず、十分な距離を保っていれば、マスクの着用は必ずしも必要ではない。

○ 教室において、児童生徒等の間に十分な座席の距離が取りにくく、近距離での会話や発声が必要な場合には、適切に換気を実施した上で、マスクを着用することが望ましい。（ただし、例えば、少人数の学級であるなど、ある程度座席を離して配置することができる場合には、マスクの着用は必ずしも必要ではない）。

○ 屋外での体育の授業では、児童生徒の間に十分な距離を取っている場合、マスクの着用は不要であると考えられる。

○ 体育館等の屋内での体育の授業では、換気を適切に実施しており、かつ、児童生徒の間に十分な距離を取っている場合、マスクの着用は不要であると考えられる。

Ⅲ　衛生管理

1　衛生管理体制

○ 学校再開前に学校医や学校薬剤師等により、学校の衛生管理体制を確認する。また、学校再開後も週１回の確認をする。

○ 校内に石けんや手指消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。

2　教室等の換気

○ 教室の窓やドアを休み時間ごとに開放する。

- 休み時間毎に２方向のそれぞれ１つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われる）を広く開けて換気を行う。

○ 授業時間中も十分に換気する。

- 換気の程度は天気や教室の位置によって異なり、授業中も２方向のそれぞれ１つ以上の窓を開けておくことが望ましい。
- 授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、換気の程度は天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談するとよい。
- 窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努め、また、使用時には人の密度が高くならないように配慮する。
- 体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態では出入口を開放したり、排煙装置や換気扇を使ったりして、換気を行う。
- 感染防止の観点から重要であるため、人の密度が低い状態でも換気に努める。
- 換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底に留意する。

○ 空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努める。エアコン（ヒーター）使用時は常時、換気するとともに、換気設備を設置している学校においては、適切に使用する。

３　校内の消毒

○教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、１日２回（昼、児童生徒等下校後）、教職員により消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなど環境衛生を良好に保つ。

○「清掃チェック表」を活用し実施状況を管理職に報告する。

○学校における施設の消毒にあたっては、次亜塩素酸ナトリウムを積極的に利用する。

・次亜塩素酸ナトリウムの利用については、厚生労働省及び経済産業省においてリーフレットを作成しているので（※）、適宜活用する。

※「新型コロナウイルス対策　身のまわりを清潔にしましょう。」（厚生労働省・経済産業省）https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf

４　身体的距離の確保

○　必要に応じて学級を複数のグループに分けた上で、使用していない教室を活用するなどして、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね１～２メートル）、対面とならないような形で教育活動を行う。

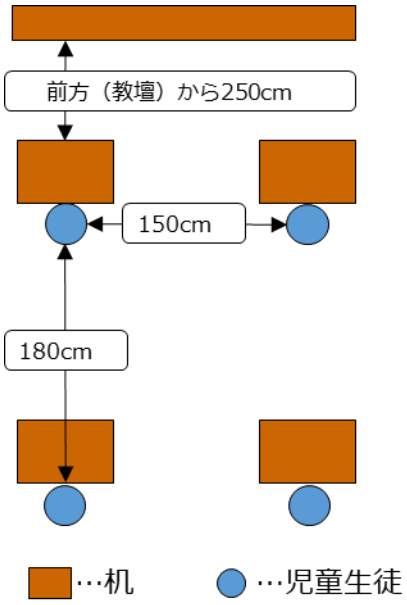

Ⅳ　学習活動

1　学習場面の環境整備

○ 児童生徒等及び教職員は飛沫飛散防止のためマスクを着用するなど、咳エチケットを実施する。

○ 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業において、グループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動はできるだけ控える。実施が必要な場合は、マスクの着用など、感染症対策について事前に十分に指導する。

○ 学級を複数のグループに分けた上で、使用していない教室を活用するなどして、児童生徒等の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね１～２メートル）、対面とならないような形で教育活動を行う。

○ 感染症対策を講じても、なお感染の可能性が高い学習活動については行わない。

2　各教科における配慮事項

○ 実技指導等については、飛沫の飛散等への対応を徹底して実施する。

○ 特に飛沫の飛散等が懸念される内容であれば、年間指導計画の実施時期を変更するなどして対応する。

○ 体育の授業後や校舎外から校舎内に入る前には、手洗い、うがいを徹底する。

教　　科	留意事項
音楽科	● 狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更する（歌唱指導やリコーダーの指導は年度の後半に実施する、旋律づくりや鑑賞、打楽器等から学習を始めるなど）。
家庭科 技術・家庭科	● 調理などの実習について、年間指導計画の中で指導の順序を変更する（物の製作や消費生活、環境などから学習を始めるなど）。
体育科 保健体育科	● 臨時休業期間において、運動不足となっている児童生徒もいると考えられるため、当面、体育の授業開始時には準備運動を十分に行うよう留意する。 ● 児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更する（陸上や体つくり、ダンスなどから学習を始めるなど）。 ● 可能な限り授業を屋外で実施したり、児童生徒が集合・整列する場面を避けたりするなどの工夫をする。

	● 【小学校】できるだけ早期に、第１学年及び第２学年の特別活動、小学校体育科保健領域の第３学年「健康な生活」において、正しい手洗いの仕方について指導する。また、同じく小学校体育科保健領域の第３学年「健康な生活」において、換気等の生活環境を整えることを指導する。 ● 【中学校】できるだけ早期に、「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引」追補版、中学校保健体育科（保健分野）第３学年の「感染症の予防」において、新型コロナウイルス感染症を取り上げた指導事例を通じて指導する。
外国語 外国語活動	● 握手・ハイタッチなど身体の接触を伴う活動は避ける。 ● ペアによる会話など、飛沫感染のリスクを伴う近距離での話合い活動はできるだけ控える。

３　教材、教具等

○共有の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する。これらを触る前後で手洗いや除菌を徹底させる。

Ⅴ　学校給食

1　準備

○ 流水と石けんによる手指の洗浄を徹底させる。
○ 給食当番について以下の事項を確認し、当番の可否を毎日点検する。
- 咳、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無
- 手指の確実な洗浄
- 衛生的な服装（エプロン、マスク、三角巾）

○ 配膳台の水拭き（アルコール消毒も可）を行う。
○ 配膳を待つ場合にもマスク等を着用し、会話をしたり、本を触ったりしないよう、指導を行う。
○ 配膳終了後、給食当番が使用したエプロン等は、布袋などに収納せず、ハンガーを使って教室内に吊るしておく。（放課後に担任等により消毒作業を行う。）

2　食事中

○ 机は向かい合わせにしないなど、飛沫が付着しない配列にする。
○ 食べ始めと終わりのあいさつで、飛沫を飛ばさないよう徹底する。
○ 配膳された食べ物を他の者とやり取りしないよう徹底する。
○ 食事中は、会話をしないよう徹底する。
○ 必ず学級担任等が在室し、児童生徒の活動を見届け指導する。

3　後片付け

○ 後片付けでは、密接場面にならないよう、教室やランチルーム内でのルールを徹底する。
○ 他の者が食べ終えるのを待つ場合にもマスクを着用し、静かに待つよう徹底する。
○ 片付け後、配膳台の水拭き（アルコール消毒も可）を行う。
○ 給食で使用するトレイやバケツ等の用具は、消毒を徹底する。

4　その他

○ 管理職や栄養教諭等は、すべての教室やランチルーム等の巡回指導を行う。
○ 食物アレルギー対応に関わる除去食の確認を、毎日行う。
○ 栄養教諭を中心とした衛生管理基準の研修を行い、対応を徹底する。
○ 給食で使用したナプキン等を毎日洗浄することについて、保護者へ連絡し、協力を依頼する。

Ⅵ　部活動

１　生徒の健康確認

○顧問（部活動指導員を含む）は、「健康チェックカード」を活用するなど、体調管理を徹底させるとともに、生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合は、参加させない。

○また、休業日の活動においても、登校してきた生徒の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも体調等の変化がないかを確認する。

２　活動にあたって

○活動への参加については、保護者の理解を得た上、無理をさせることのないよう配慮する。

○基本的な感染症対策（手洗い・咳エチケット）を徹底する（特に、活動前後や休憩時の手洗いの徹底）。

○室内の活動では密閉空間とならないよう、原則、開放（２方向以上の窓を同時に開けるなど換気を励行する。）とし、十分な換気を行う。また、開放が難しい場合は３０分～１時間に１回活動を休止し、１０分程度の換気を行う。

○活動再開後、当分の間は、基礎的活動に限るなど練習方法を工夫する。

○できる限り生徒同士及び顧問と生徒が、近距離での会話や発声等を避けることができるよう、練習内容を工夫する。また、活動中及び活動前後等においても、できる限り生徒の密度を下げて、不要な接触を避ける。

○相手と一定時間接触するような練習などについては、原則として避けるようにする。また、吹奏楽等においては、原則として少人数のパート別練習とする。

○対外試合（公式戦、練習試合等）や合同練習（日常的に一つのチームで練習している合同部活動は除く。）、演奏会等については、当分の間、引き続き行わない。

３　環境への配慮

○共用物の使用にあたっては、接触感染の防止の観点から「用具の貸し借り」や「回し飲み」などを行わない。また、多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。

○共用部分及び共用物の消毒については、原則として１日１回以上行うこと。

- 共用部分：多くの生徒が手を触れる場所（例：ドアノブ、手すり、スイッチ等）
- 共用物：用具等（例：ボール、ストップウォッチ等）

Ⅶ　心のケア対策等

1　スクールカウンセラー等の活用

○ 学校再開後についても、児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられる。

○ 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、教育相談や「心のアンケート」、健康相談等の実施、スクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応する。

2　偏見や差別について

○ 感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものである。

○ このような偏見や差別が生じないように、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等（※）を活用し、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行う。

※ 「新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

○ 子供や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として、「２４時間子供ＳＯＳダイヤル」等を適宜活用する。

○ 医療従事者や社会機能の維持にあたる方を家族に持つ児童生徒等を、医学的な根拠なく自宅待機とするような措置をとることは不適切であり、あってはならない。

学校再開前チェックリスト

＜学校再開前チェックリスト＞

学校番号 ［　　］　学校名 ［　　］

■登校日の調整		チェック
①	登校日のグループ（学年別や分散登校等）を設定した （例）クラスを２グループに分け、午前と午後に別々に設定した	
②	登校日の時間割を設定した （例）始まりを9：00と13：00にして、ラッシュ時間をずらし、３コマの授業を設定した	
③	登校日とその時間割について該当者に連絡した （例）すぐメールで周知するとともに学校ＨＰに情報を掲載した	
■登校前の検温、健康状態の確認		**チェック**
①	生徒が校舎に入る前に、「健康チェックカード」を確認できる体制を整えた （例）昇降口や校舎前にテントを設置し、そこで「健康チェックカード」をチェックする	
②	無記入・無提出の場合は、校舎に入る前に検温・健康状態の確認できる体制を整えた （例）無記入・無提出の生徒は、特設のテントで検温・健康状態をする	
③	手指消毒液を設置し、消毒後に入校させる体制を整えた （例）昇降口付近に消毒液を設置し、教員監督のもと、全生徒に消毒をさせる 消毒液が不足している場合は、外トイレ等で手洗いを徹底させる	
■教室環境等		**チェック**
①	席と席の間に可能な限り（おおむね１～２m）の距離を確保した （例）席と席の間を1.5m確保した	
②	校内に石けんや手指消毒液を設置するなど、手指衛生を保つ環境を整えた （例）教室入口に消毒液を設置し、必ず消毒をしてから入室させる	
③	教室の窓やドアは、授業中や休み時間など常時開放するようにした （例）窓と教室の出入口を開放することにした	
④	昼食時における感染症予防の環境を整えた （例）昼食時における注意事項を作成し、生徒に徹底させる体制を整えた	
■咳エチケット		**チェック**
①	生徒・職員は必ずマスクを着用する体制を整えた （例）全生徒・全職員にマスク着用を徹底する	
■校内清掃		**チェック**
①	１日2回（昼・放課後）、消毒液を使用して清掃する体制を整えた （例）昼休みと放課後に、教職員が当番制で消毒液を散布するようにした	

学校再開前チェックリスト

■登校後の体調不良への対応		チェック
①	体調不良の生徒が保護者の迎えがあるまで待機させる待機室を確保した （例）職員室等の近くに待機できる部屋を確保した	
■衛生管理体制		**チェック**
①	学校医等により、学校の保健管理体制を確認し、再開後は週１回の確認ができる体制を整えた （例）学校医等から学校施設・教育活動に関する指示・指導を受け、再開後は週１回の確認ができるように依頼した	
■教科指導		**チェック**
①	年間指導計画を見直した （例）濃厚接触をしやすい内容や校外での活動は、年度後半に実施するよう変更した	
②	学校での授業とオンライン学習（＝オンライン授業）との関係を指導計画上に位置付けた （例）指導計画を見直す際に、学校の授業と家庭でのオンライン授業の関係を考慮した	
③	各教科の指導における留意事項を徹底した （例）県の学校再開ガイドラインに記載のある「各教科等の指導における留意事項」に沿った環境整備をした	
④	授業等において、飛沫飛散防止等への対応を徹底するようにした （例）ペアワークやグループワーク等は必要最小限とするようにした	
■部活動		**チェック**
①	部活動は分散登校期間中は行わないことにした （例）すぐメールで、全生徒に対して分散登校中は部活動を実施しないことを周知した	
②	各部活動において、部活動再開後の感染症予防対策や練習メニューを立てた （例）各部活動がそれぞれの特性に応じて感染症予防を考慮した練習メニューを作成した	
■日常の確認（教職員）		**チェック**
①	全教職員がチェックリストにより毎日確認する体制を整えた （例）朝、アンケートシステムでチェックリストを行うことにした	
■心のケア対策		**チェック**
①	個別相談を実施することとした （例）対面もしくはオンラインによる教育相談体制を整え、各生徒にすぐメールで連絡した	
■教職員の出勤		**チェック**
①	可能な範囲内で時差出勤等ができる環境を整えた （例）可能な範囲内で時差出勤ができるよう勤務体制を組んだ	

学校再開後チェックリスト

新型コロナウイルス感染症対応
＜学校再開後チェックリスト＞

職員番号 ［　　］　氏名 ［　　］

※　授業日は〇〇時までに、管理職〇〇へ提出のこと

※　【通常授業再開後】土日、祝日に部活動を実施した場合は、翌授業日の〇〇時までに提出のこと

■通学時		チェック
①	通学時には、会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めることを指導した	
②	公共交通機関を利用する生徒は、必ずマスクを着用すること、会話を控えること、顔をできるだけ触らないことなどを指導した	
■登校後～始業前		**チェック**
①	校舎に入る前に、生徒が持参する「健康チェックカード」により、熱がないことや風邪の症状がないことなどを確認した	
②	「健康チェックカード」に未記入の生徒については、その場で検温及びチェックカードに記入させた	
③	校舎外（昇降口等）に設置した手指消毒液で消毒後、校舎に入るよう指導した	
■授業時（休み時間を含む）		**チェック**
①	校舎外（グランド等）から校舎内に入る前に、手洗いを行うよう指導した	
②	校内では必ずマスクを着用するよう指導した	
③	授業中、昼休み、放課後等、随時、生徒の健康観察を行った	
④	授業中は十分に換気するとともに、休み時間ごとに事前に確認した換気方法（考え方：対角線上の２方向以上の窓を同時に広く開ける）で換気を実施した	
⑤	生徒の心のケアへの対応や、新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導を行った	

■学校給食（定時制）・昼食　【通常授業再開後】			チェック
①	［喫食前］	全ての生徒が確実に手洗い、うがいを実施するよう指導した	
②	［喫食時］	飛沫飛散防止に考慮した机配置や着席位置であることを確認し、会話自粛を指導した	
③	［喫食全体］	（担任等は）喫食会場に在室し、見届け指導を行った	

学校再開後チェックリスト

■部活動　【分散登校期間中】		チェック
①	部活動は実施しないことについて理解している	
■部活動　【通常授業再開後】		**チェック**
①	「健康チェックリスト」を活用して部員の体調管理を把握し、活動前後や休憩時の手洗いなど基本的な感染症対策を指導した	
②	活動が密閉空間とならないよう十分な換気を行い、部室は更衣のみの使用とするよう指導した	
③	相手と一定時間接触する対人練習や吹奏楽の全体練習などは、原則行わないようにし、近距離での会話や発声、高唱を避けるように練習内容を工夫した	
④	道具の貸し借りや飲料の回し飲みは行わないように指導し、共用で使用する用具やウォータークーラー等の消毒を行った	
⑤	対外試合（公式戦、練習試合等）や合同練習、演奏会等については、当面の間、引き続き禁止であることを理解している	
■学校で体調不良を訴えた生徒への対応		**チェック**
①	体調の異変を感じたらすぐに、近くの教職員に連絡するよう指導した	
②	校内において生徒から体調の異変の報告を受けた場合は、すぐに生徒待機室に生徒を移動させることを理解している（移動させた）	
③	上記の対応後、管理職に報告し、その後、保護者に迎えを要請することを理解している（要請した）	
■校内環境		**チェック**
①	校内の石けん、消毒用アルコールの残量を確認し、残り少ない場合は補充した	
②	（学校医や学校薬剤師等に確認した）特に多くの生徒が手を触れる場所について、１日２回、教職員が消毒液で清掃し、清掃チェックリストに記入した	
③	共用の教材、教具、情報機器などは、使用後、適切に消毒した	
■教職員の健康管理		**チェック**
①	出勤後や校舎外（グランド等）から校舎内に入る前に手洗いを行った	
②	発熱等の風邪の症状がある場合は、無理せず自宅で休養することを理解している	
③	勤務中に発熱、体調不良となった場合は、速やかに管理職に報告し、帰宅することを理解している	
④	公共交通機関を利用する場合は、マスク等を着用し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意している	
⑤	校内では必ずマスクを着用している	
⑥	勤務時間外も３つの条件（３密）が同事に重なる場を避けて行動するようにしている	
⑦	家族、同居者等も同様の認識の下、行動を自粛している	
⑧	家族、親族に感染者、濃厚接触者が生じた場合は、ただちに管理職に報告することを理解している	
⑨	体調が悪い場合は休みやすい環境があり、時差出勤などの勤務形態の工夫が行われている	

健康チェックカード（児童生徒用）

児童生徒用

【〇月】 健康チェックカード

年　　組　　氏名

①息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある。
②基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある。
③比較的軽い風邪症状が続いている。
※複数該当する場合は該当番号をすべて記入してください。
※いずれにも該当しない場合は「なし」と記入してください。

37.0℃未満は「↓」と記入。
37.0℃以上は検温結果を記入。

日	曜	咳の有無	検温結果	該当番号	特記事項あれば記入	確認
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			
		有　無	℃			

清掃チェック表

清掃チェック表

（場所等）

（　　月分）

日	実施時間	実施者	日	実施時間	実施者
１			１７		
２			１８		
３			１９		
４			２０		
５			２１		
６			２２		
７			２３		
８			２４		
９			２５		
１０			２６		
１１			２７		
１２			２８		
１３			２９		
１４			３０		
１５			３１		
１６					